

学校給食調理場の巡視等を行う衛生管理者(会計年度任用職員)募集要項

1 募集人数

2名

2 業務内容

- (1) 学校給食調理場の巡視等の業務（給食調理場の巡視、電話応対、資料作成、文書管理その他事務補助全般）
- (2) 労働安全衛生委員会への参画
- (3) その他労働安全衛生にかかわる技術的事項の管理・指導等

3 応募資格

- (1) 第1種衛生管理者の資格を有する者又は、第1種衛生管理者の受験資格を有している者で任用されるまでに第1種衛生管理者免許を取得見込みの者
- (2) パソコン（ワード、エクセル等）の基本的操作ができる者
- (3) 地方公務員法第16条各号に規定する欠格事項に該当しない者

〈参考〉

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（1）から（3）の応募資格を満たす者がこの試験を受けることができます。年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

4 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

5 勤務条件等

(1) 勤務時間・日数

週 30 時間・4 日間勤務（1 日 7 時間 30 分勤務）

（注）月曜日から金曜日のうち勤務を割り振らない 1 日を公休日とする。

午前 9 時 00 分～午後 5 時 15 分（休憩時間 45 分を含む）を基本とする。

(2) 休日

ア 日曜日及び土曜日

イ 指定休（月曜日から金曜日のうち 1 日）

ウ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

エ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（ウに掲げる日を除く。）

(3) 勤務場所

大阪市北区中之島 1－3－20 大阪市役所 3 階

(4) 報酬等

報酬（月額）	165,300 円～211,700 円 ※地域手当を含む
期末・勤勉手当	760,380 円～973,820 円（6 月、12 月の合計額） ※基準日以前 6 月の勤務日数等により支給率が調整されます
年収見込	2,407,180 円～3,281,349 円（採用初年度） 2,743,980 円～3,514,220 円（採用 2 年目以降）

※ 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※ 上記の他に通勤手当及び勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

※ 上記報酬等は、令和 7 年 10 月時点のものです。給与改定等により採用時には変更されることがあります。

(5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

休暇種別詳細

年次休暇	付与日数：12 日 付与期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・産前産後休暇 ・育児参加休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・育児時間休暇 ・ドナー休暇 ・子の看護等休暇※1 ・短期介護休暇※1 （※1）別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

(6) 社会保険

健康保険（共済組合短期）、厚生年金保険、雇用保険

(7) 服務

- ア 地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- イ 営利企業への従事(兼業)については可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

(8) その他

- ・本採用は、令和8年度予算の発効をもって有効とします。

6 選考方法

- (1) 書類選考(採用申込書による)
- (2) 面接(口述)試験

7 選考日時及び選考会場

日時：令和7年12月23日(火)10時00分から随時(予定)

場所：大阪市役所本庁舎内会議室(大阪市北区中之島1丁目3番20号)

※ 日時については予定であり、応募人数により前後する可能性があります。

※ 詳細な時間および場所は「受験案内」により通知し、変更には応じられません。

8 申込方法

次の(1)アからエの書類を封筒に入れ、封筒左下に「学校給食調理場の巡視等を行う衛生管理者 会計年度任用職員採用申込書 在中」と朱書きの上、(2)の期間までに、簡易書留(または簡易書留に準ずるもの)で「10 問合せ先」へ郵送してください。(持参も可)

なお、送付中の事故については責任を負いません。料金不足の場合は受け付けません。書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

(1) 申込時提出書類

ア 大阪市教育委員会会計年度任用職員採用申込書(学校給食調理場の巡視等を行う衛生管理者用)

1通(本市所定様式)

本市所定の様式に必要な事項を印字または記入の上、過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

採用申込書は本市所定の様式に限りしますので、申込先で受領するか、大阪市ホームページからダウンロードしてください。

イ 申し立て書 1通(本市所定様式)

本市所定の様式に氏名、住所及び生年月日を記入してください。

申し立て書は、本市所定の様式に限りしますので、申込先で受領するか、大阪市ホームページからダウンロードしてください。

ウ 「受験案内」送付用の定形封筒(長形3号) 1通

必ず封筒の表に申込者の住所・氏名を記載の上、110円切手を貼付してください。

エ 第1種衛生管理者の資格証の写し又は第1種衛生管理者の受験資格を有することが分かるものの写し

(2) 採用申込書の受付期間等

郵送する場合：令和7年11月28日（金）必着

持参する場合：令和7年11月28日（金）午後5時30分まで

※ 持参する場合の受付期間は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時30分までです。

(3) 受験案内の送付

試験時間等の詳細については、令和7年12月8日（月）以降、受験者本人あてに通知します。

なお、令和7年12月17日（水）までに文書が届かない場合は、令和7年12月18日（木）午前9時から午後5時30分の間に、「10 問合せ先」へ連絡してください。

(4) 結果の発表

選考の結果発表については、令和8年1月9日（金）以降、受験者全員に通知します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。また、電話でのお問い合わせには回答できません。

(5) 合格者名簿への登録について

採用者の他に、若干名を成績の上位者から順に合格者名簿に登録し、上記（4）に合わせて通知します。令和8年度中に学校給食調理場の巡視等を行う衛生管理者会計年度任用職員の補充採用を行うこととなった場合は、合格者名簿の登録順に採用連絡を行うものです。（年度内の採用を保証するものではありません。）なお、登録については令和9年3月31日まで有効とします。

9 その他

(1) この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。

(2) 受験に際して大阪市が収集した個人情報や職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。

(3) 提出書類に不備がある場合は、正式な受付と認めず、返送する場合があります。なお、この場合に生じた申込みの遅延及び費用については一切責任を負いません。

(4) 合格後、受験資格がないこと並びに申込内容及び提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には、合格を取り消すことがあります。

また、第1種衛生管理者の資格取得見込みの方で、採用日において第1種衛生管理者の資格を取得できていない場合は、採用できません。

(5) 採用者については、令和8年2月6日（金）までに健康診断書（写し）の提出をお願いします。健康診断書（写し）の提出が、期限までにない場合は、採用を見合わせる場合があります。

※ 健康診断を受けるにあたって

ア 令和7年4月1日以降に健康診断を受けている方

「胸部レントゲン検査」の項目が入っている健康診断結果の写しを提出してください。

イ 令和7年4月1日以降に健康診断を受けていない方

医療機関で、「胸部レントゲン検査」を受け、その結果の写しを提出してください。

※ 健康診断の費用は、自己負担となりますことをご了承ください。

※ 大阪市では、「結核」の罹患率が高いため、学校園においても特別の注意を払っています。ご協

力よろしく願いいたします。

10 問合せ先

大阪市北区中之島 1－3－20

教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当

電話番号 06-6208-9138（担当：河嶋、八羽）

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと